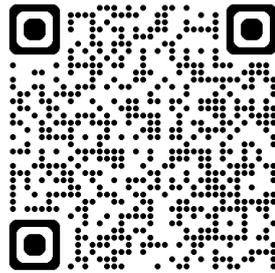


東 海 村 空 家 等
対 策 支 援 補 助 金
の ご 案 内

(空き家の支援制度に関するページ)



令和7年4月8日作成

東海村建設部都市政策課建築担当

(空き家相談窓口)

1 概要

村では、**空家等に関する問題の解決**（空家等の調査、測量、設計、表題登記、相続登記等）と**流通**（売却、賃貸）に取り組む**空家等の所有者等**に対し、補助金を交付いたします。

2 補助金の額

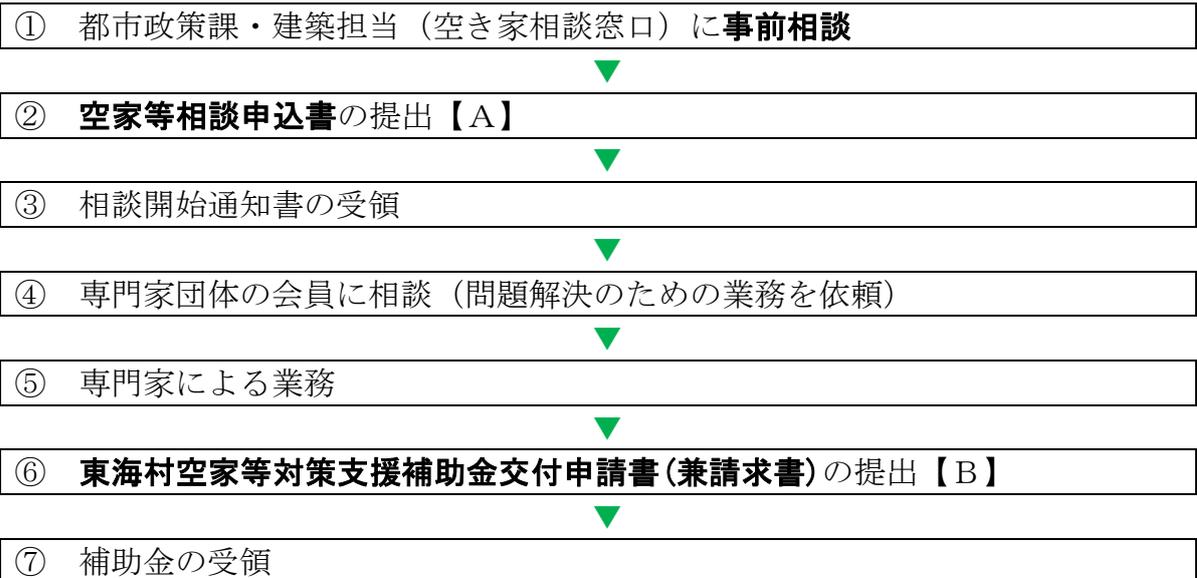
$$\text{問題解決に要した経費} \times \frac{1}{2} \quad (\text{上限額 10万円})$$

3 補助金の交付を受けるための要件（主なもの）

- ① 空家等（居住の用に供するものに限る。）の所有者等であること。
- ② **空家等の売却又は賃貸**に取り組んでいること。
- ③ 空家等の問題解決に先立ち、**都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）**に相談していること。
- ④ 上記の相談を通じて、専門家（専門家団体の会員）の紹介を受けていること。
- ⑤ 上記の専門家によって、**空家等の調査、測量、設計、表題登記、相続登記等**の業務が行われていること。

※ 詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

4 補助金を受けるまでの流れ（主なもの）



※ 詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

5 注意事項

- ① 本補助金の申請が可能の方（申請者）は、**空家等の所有者等**であって、市町村税を滞納していない方、暴力団員でない方、暴力団と密接な関係がない方に限ります。
- ② 空家等の流通（売却，賃貸）については、**不動産会社又は東海村空家・空地バンク**を通じた場合に限ります。（事前相談において、東海村空家・空地バンクのご紹介をさせていただきます。）
- ③ 申請者と3等親以内の親族との間に行われた売却，賃貸については、本補助金の交付対象となりません。
- ④ **専門家団体の会員**とは、茨城県弁護士会，茨城司法書士会，茨城土地家屋調査士会，茨城県建築士会に所属する有資格者（専門家）のことです。
- ⑤ 専門家への相談，専門家が行う業務は**有料**です。料金，支払い方法等については，専門家にお問い合わせください。
- ⑥ **都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）の事前相談**を受けていない方は，申請書を提出することができません。《不動産会社からの紹介を受けて実施した業務等については，本補助金の交付対象となりません。ご注意ください。》
- ⑦ 本補助金の申請書は，**事前相談の日から1年以内**に専門家の業務が完了したものに限られます。
- ⑧ 申請者が2年以内に空家等の流通に取り組むことを中止したとき，空家法に基づく管理不全空家等又は特定空家等の措置を受けたとき，申請内容に虚偽等が認められたときは，本補助金の交付を取り消します。（補助金の返還を命じることとなります。）

6 申請等の方法

【A】空家等相談申込書の提出

- ① 空家等相談申込書は，専門家の紹介を受けるための申込書です。**都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）の事前相談**を通じて提出してください。
- ② 都合により，都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）の窓口に来ることができない方におかれましては，電話，メール等により相談してください。

【B】東海村空家等対策支援補助金交付申請書兼請求書の提出

- ① 東海村空家等対策支援補助金交付申請書兼請求書は，補助金の交付を受けるための申請書（請求書）です。**専門家による業務が完了した後**に提出してください。
- ② 申請にあたっては，必要事項を記入した東海村空家等対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）のほか，下記の書類が必要です。
 - ア 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - イ 補助対象事業の成果が記載された請求書又は領収書の写し
 - ウ 身分を証する書類の写し（運転免許証の表裏の写し など）
 - エ その他村長が必要と認める書類
（不動産会社が作成した媒介に関する書類，通帳等の写し など）

7 その他

- ① 本補助金に関するご質問等については、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。
- ② 東海村公式ホームページにおいても、本補助金に関する情報を掲載しています。申請書等のダウンロードも可能となっておりますので、ご活用ください。
- ③ 東海村公式ホームページ（空き家の支援制度に関するページ）にある問い合わせフォームからご相談いただくことも可能です。（申請書の提出はできません。）

<空き家の支援制度に関するページ>

https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai_pet/akiya/7428.html

※ 表紙にあるQRコードからアクセスすることも可能です。

問い合わせ先・申請先

東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
電話 029-282-1711（代表）
電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp